

多数の者の集合する催しには、必要に応じて  
**消火器の準備** と **露店等の開設届出**が  
義務となりました。

平成 25 年 8 月に発生した京都府の福知山花火大会での火災事故を踏まえ、多数の者の集合する催しにおける防火安全対策強化のため、須坂市火災予防条例の改正等を行いました。【平成 26 年 8 月 1 日施行】



## 対象になるものは？



祭礼、縁日、花火大会、展示会などの多数の者の集合する催しにおいて・・・

対象火気器具等を使用する露店や屋台などを開設する



- ①消火器の準備
- ②露店等の開設届出書を消防署（分署）へ届出



ただし！

届出の用紙は、当消防本部のホームページからダウンロードするか、管内の消防署、分署でお渡しします。

- ・近親者によるバーベキュー
  - ・幼稚園等で父母が主催するもちつき大会
- これらのように、相互に面識がある者が参加する催しは不要です。

※ 対象火気器具等については、裏面参照

## 対象火気器具等とは？

LPガス等の気体燃料を使用する器具  
(カセットこんろ、たこ焼き器等)



炭、まき等の固体燃料を使用する器具  
(バーベキューこんろ等)



ガソリン、灯油等の液体燃料を使用する器具  
(発電機、ストーブ等)



電気を熱源とする器具  
(ホットプレート等)



## 催しが大規模なものになると！

次の2つを満たすものは「指定催し」となります。

- ①祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち、人出予想が10万人以上のもの
- ②祭礼、縁日、花火大会等の主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上のもの

※指定催しに必要な事項について

- ①防火担当者を定める。
- ②対象火気器具等の使用に際し、消火器を準備する。
- ③火災予防上必要な業務に関する計画提出書を、消防署又は分署に催しの14日前までに提出する。



お問い合わせ先

須坂市消防署 026-245-0119

小布施分署 026-247-5901

高山分署 026-248-0119